

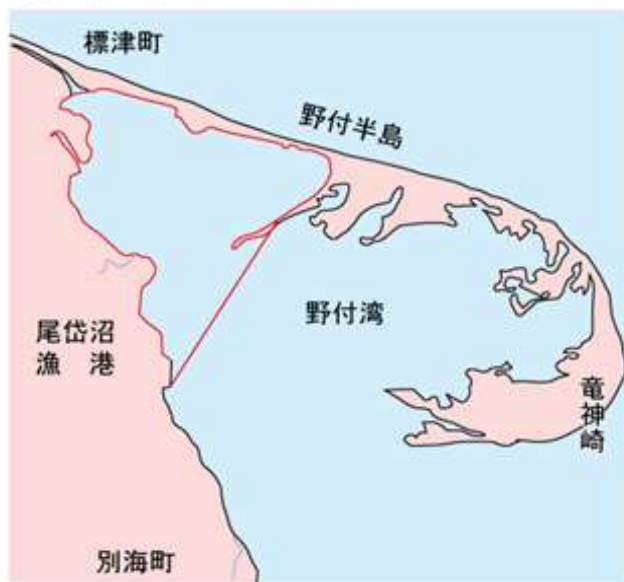
15 根室海区漁業調整委員会指示

指示番号	発動年月日	指示内容	制限区域	制限期間	備考
第1号	令和3年 3月15日	根室振興局管内沖合海域におけるマイワシを目的とする、たも網漁業及びすくい網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。	北海道海面漁業調整規則第33条の1に基づく別表3に掲げる区域を除く、根室振興局管内太平洋沖合海域においては、まいわしたもすくい網漁業を営んではならない。ただし、根室海区漁業調整委員会の承認を受けた場合はこの限りではない。	令和3年6月1日から 令和3年12月31日まで	
第2号	令和3年 6月17日	根室振興局管内忠類川河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。	根室振興局管内忠類川河口付近で、別表（36P参照）の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間はさけ及びますを採捕してはならない。ただし、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第52条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。	令和3年8月3日から 令和3年11月4日まで	
第3号	令和3年 6月17日	野付湾内におけるさけ・ます採捕の制限について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	野付半島の国土地理院2等三角点「野付」の点、新所の島の西端の点、及び尾岱沼漁港南防波堤南東角の点を順次結んだ線、及び最大高潮時海岸線によって囲まれた野付湾内の区域（39P別図②参照）。	令和3年8月20日から 令和3年10月31日まで	禁止区域における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ・ます」の採捕をしてはならない。
第4号	令和3年 6月17日	ニシン資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	根室振興局管内風蓮湖内の基点1から基点46までの各点を順に結ぶ線と基点46と基点1を結ぶ線に囲まれた区域において、ニシンを採捕してはならない（39P別図③参照）。	令和3年9月20日から 令和3年12月31日まで	
第5号	令和3年 6月17日	根室海峡北部における定置漁業の保護について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位32度30分の線と国土地理院3等三角点「原賀」から真方位69度30分の線に囲まれた海域（39P別図①参照）に敷設されている定置漁具から30メートル以内の区域とする。	令和3年8月20日から 令和3年11月30日まで	定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。 ただし、羅臼町地先海域における船外機船によるイカ釣り漁業は除く。
第6号	令和3年 6月17日	根室振興局管内植別川河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。	根室振興局管内植別川河口付近で、別表（36P参照）の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間はさけ及びますを採捕してはならない。ただし、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第52条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。	令和3年10月1日から 令和3年11月30日まで	この表による河口付近の区域とは、次に掲げる基点アから基点エまでを順次に結んだ線によって囲まれた海面をいう。 基点ア 左海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点 基点イ 基点アから当該沖合方位における当該沖合距離の点 基点ウ 基点エから当該沖合方位における当該沖合距離の点 基点エ 右海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

別図① 根室海峡北部海域の定置漁具配置概略図



別図② 野付湾内禁止区域概略図



別図③ 風蓮湖内ニシン採捕禁止区域概略図

